

第9 敷地内の消防活動用空地等◆

「大分市開発行為指導要綱」が適用される開発行為を伴い中高層建築物を建築する場合は、はしご付消防自動車（以下「はしご車」という。）による有効な消防活動を行うための消防活動用空地、及びその進入路を確保するものとし、その基準は次の各項に定めるものとする。

1 消防活動用空地の確保が必要な建築物

消防活動用空地及び進入路は、地階を除く階数が3以上の建築物が存する敷地内に確保することを原則とする。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。

- (1) 同敷地と次項から第3項までに定める基準を満たす国道、県道、市道、歩道等（以下「道路」という。）、又はその他の空地が隣接し、これを利用してはしご車が有効に活動でき、かつ、将来にわたりその状態が維持される場合。
- (2) 消防隊が保有する長さ8.7メートルの三連はしご（架梯角度75度で使用）を使用し、当該建築物の最上階の消防隊進入口等に進入することができる場合。（別図1）
- (3) 建築物の配置、付近道路の形態等の事情により消防活動用空地の設置が困難な場合で、建基令第121条の規定に準じて、建築物に二以上の避難経路を確保する場合。

2 消防活動用空地の位置

消防活動用空地を設置する位置については、次のとおりとする。

- (1) 前項に該当する建築物の3階以上の階に設けられた、建基令第126条の6に定める非常用の進入口その他これに準ずる開口部（以下「非常用進入口等」という。）、又はバルコニーやベランダに面する部分に消防活動用空地を確保するものとする。
- (2) 建築物外壁面までの距離は10メートル以内とし、建築物高さに応じ、別図2「はしご車作業範囲図」に示す作業範囲距離以内の位置に消防活動用空地を確保するものとする。
- (3) 建築物との間及びその周辺の上空に、はしご車の活動上支障となる架線、工作物等がない位置とする。
- (4) 第1号に定める面において、建築物の端から端までの水平距離が40メートルを超える場合は、消防活動用空地を2ヶ所以上設けるものとする。なお、別図3を基準に位置、必要数を決定する。

3 消防活動用空地の大きさ及び構造

必要な消防活動用空地の大きさ等は、次のとおりとする。

- (1) 消防活動用空地の大きさは、原則として幅6メートル以上、長さ12メートル以上とする。

- (2) 消防活動用空地を取付道路に接して設置する場合、別図4によりはしご車が進入可能な隅切りを設けること。
- (3) 消防活動用空地の勾配は、8パーセント以内とすること。
- (4) 路面強度は車両重量25トンの走行に十分耐えられる構造とすること。

4 消防活動用空地の標示

消防活動用空地には、以下に示すいずれかの方法により規制標示を設けることとする。

- (1) 地面へのゼブラ表示によるもの(別図5)
- (2) 地面への区画表示と規制標識によるもの(別図6)

5 消防活動用空地の進入路

消防活動用空地への進入路は次のとおりとする。

- (1) 幅員4メートル以上及び高さ4メートル以上の空間を有するものとする。
- (2) 道路等の交差部は、別図7で示す走行軌跡図を基準に、必要な幅員の確保または隅切りの実施により、はしご車が容易に進入できるものとする。
- (3) 段差は、50ミリメートル以内とする。
- (4) 勾配は、8パーセント以内とする。
- (5) 路面強度は、3.(4)を準用する。

6 事前協議

開発行為者は、消防活動用空地について事前に消防局警防課と設置位置、構造、進入路等の内容について協議するものとする。

7 検査

開発行為者は、消防活動用空地を設置した場合、消防用設備等設置検査時に消防局警防課の検査を受けるものとする。

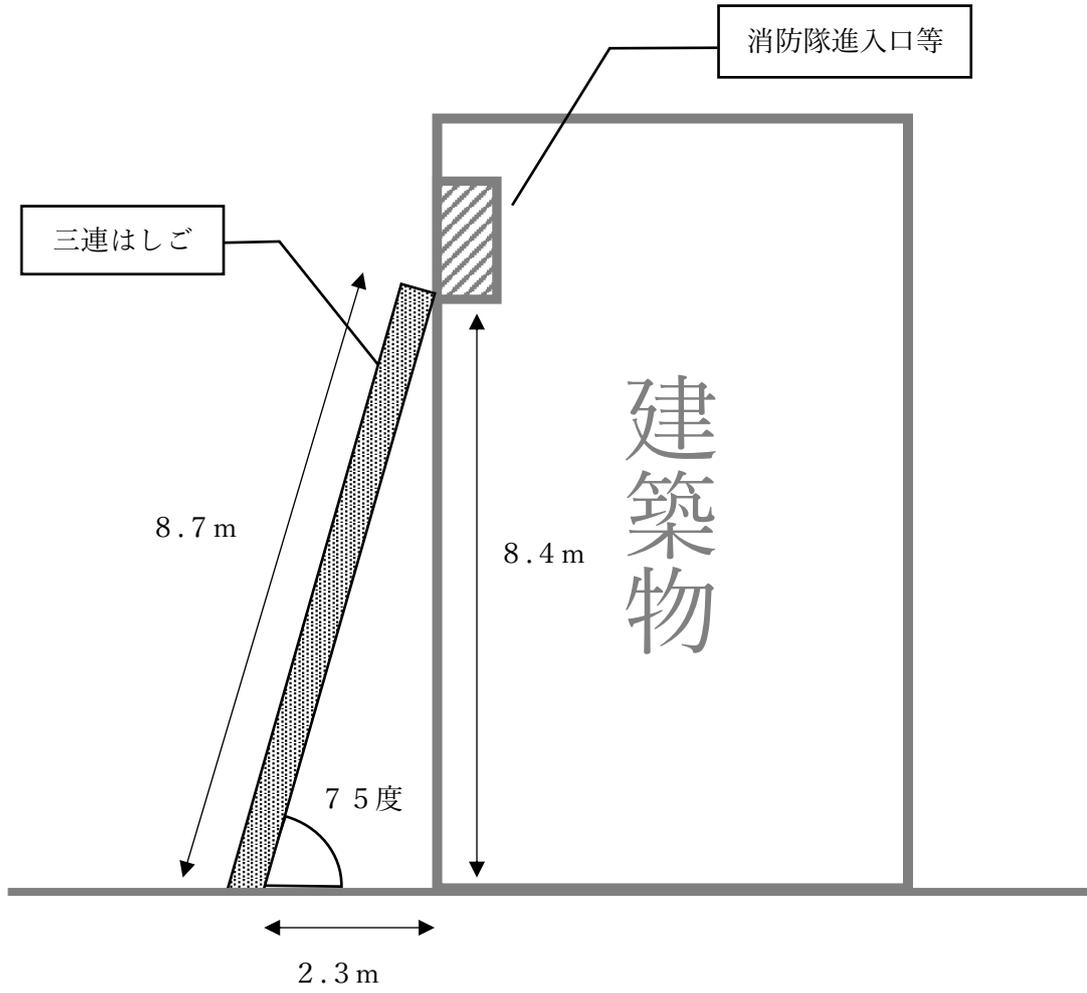
8 維持管理

前項の完成検査を受けた消防活動用空地が存する敷地若しくは建築物の開発行為者、所有者、又は管理者は、次のとおりその維持管理を行うこと。

- (1) 消防活動用空地等を変更又は改修しようとする場合は、予め消防局警防課と協議するものとする。
- (2) 消防活動用空地が存する敷地若しくは建築物の開発行為者、所有者、管理者又は占有者は、消防活動に支障とならないよう、消防活動用空地等の維持管理に努めるものとする。

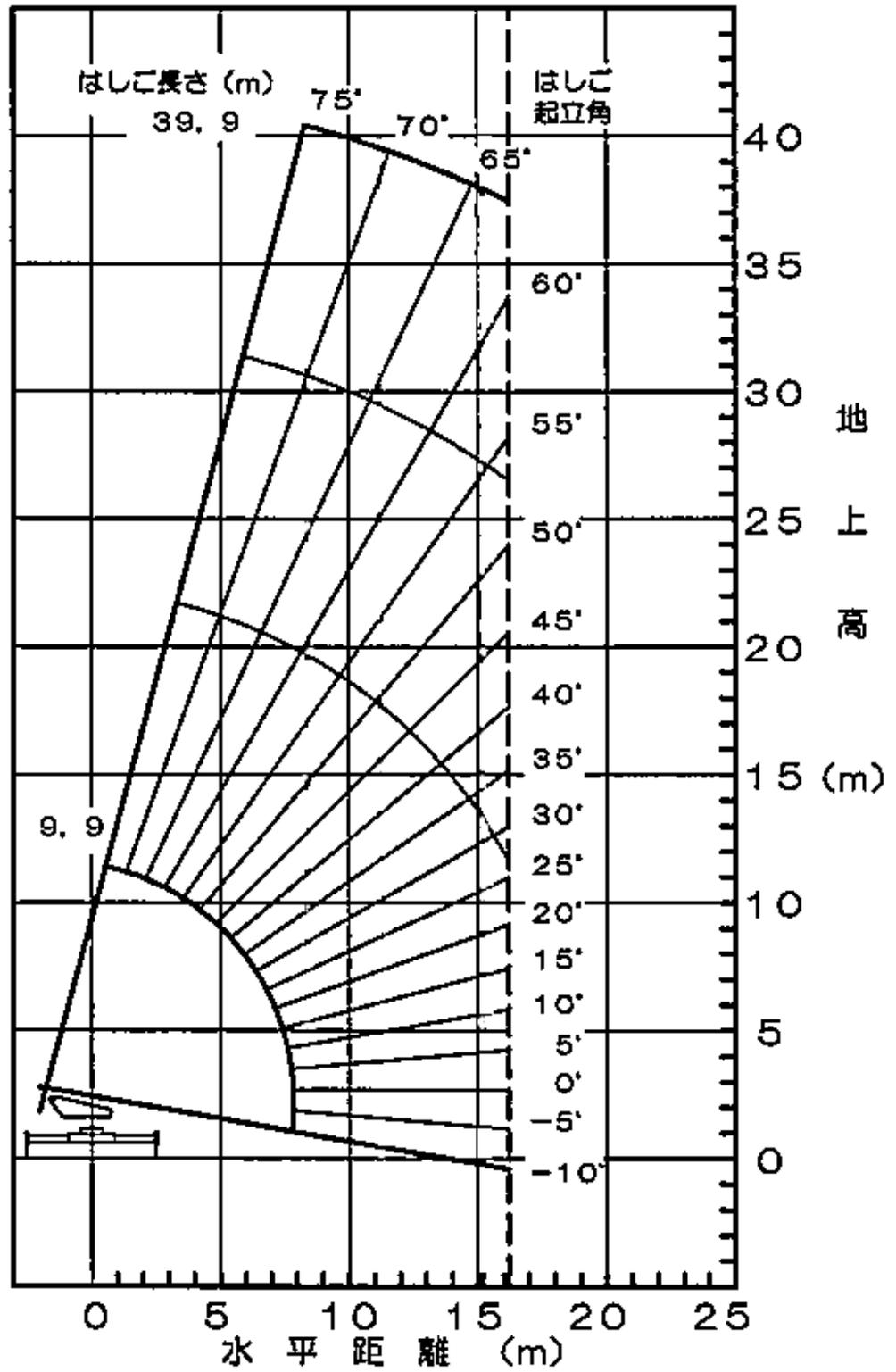
別図1

(三連はしごの使用例)



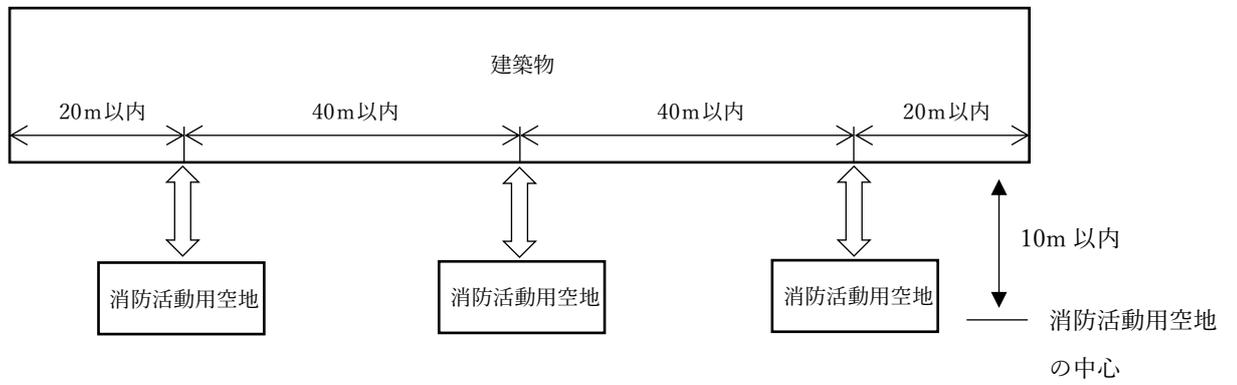
別図2

(はしご車作業範囲図)



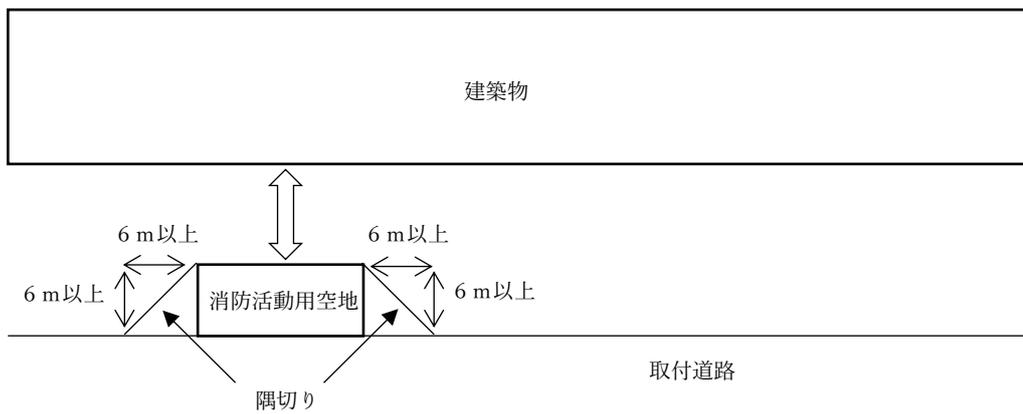
別図3

(消防活動用空地の位置)



別図4

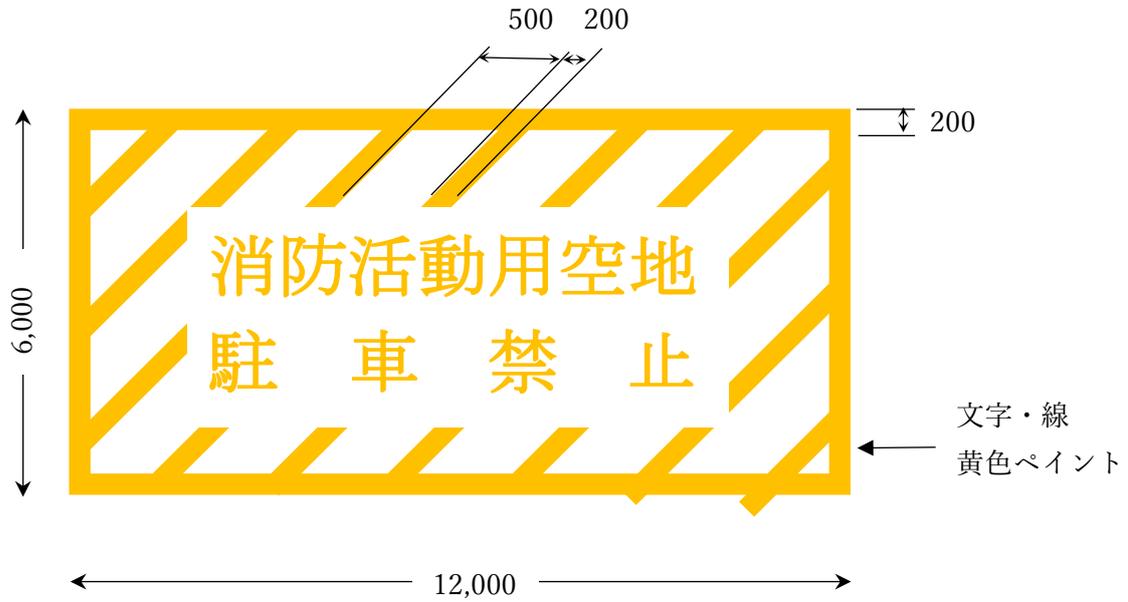
(消防活動用空地の隅切り)



別図5

(消防活動用空地の標示)

【地面へのゼブラ表示によるもの】

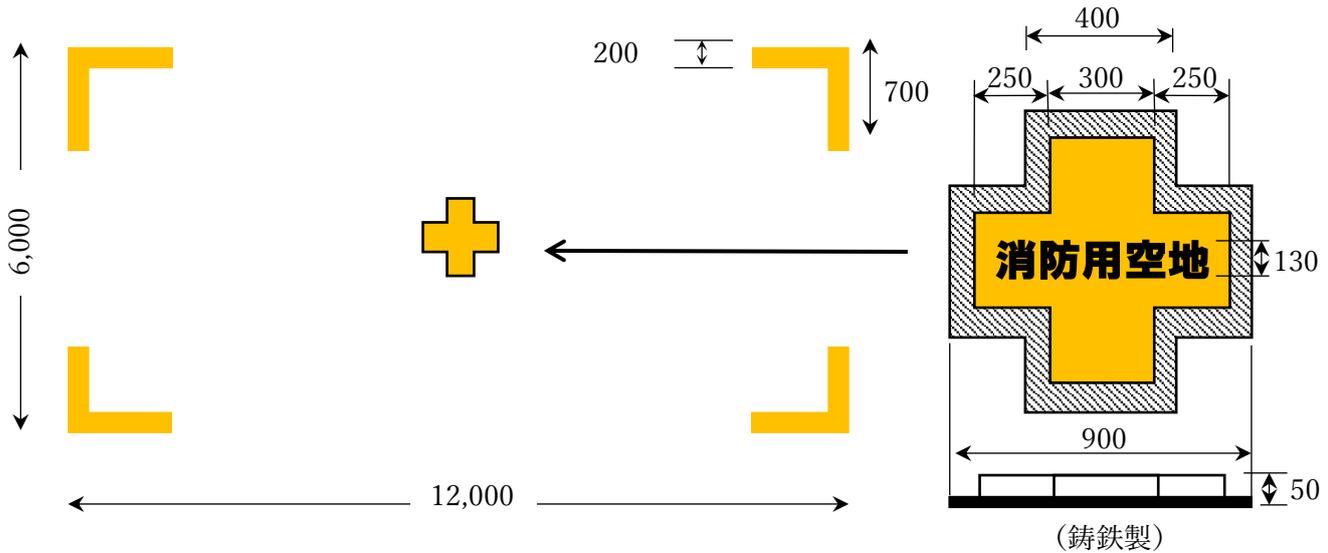


別図6

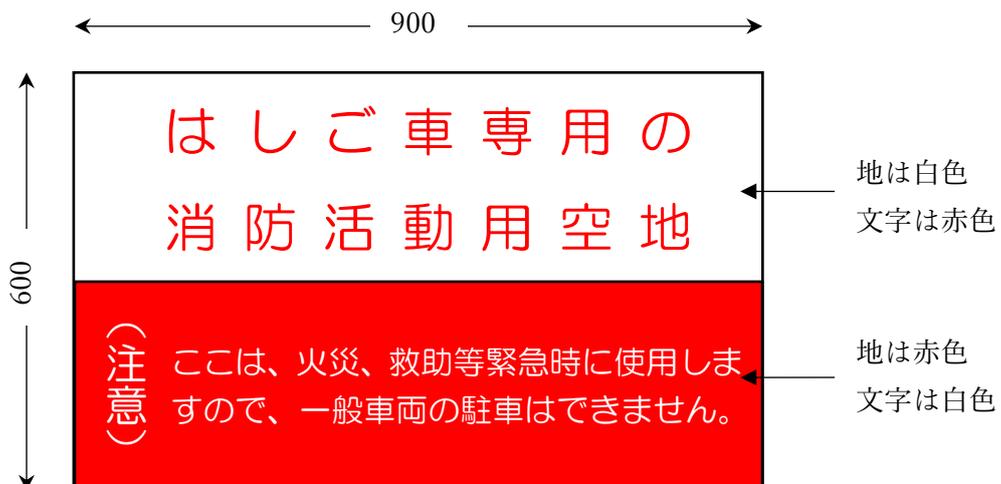
(消防活動用空地の標示)

【地面への区画線と規制標識によるもの】

<地面への区画線>

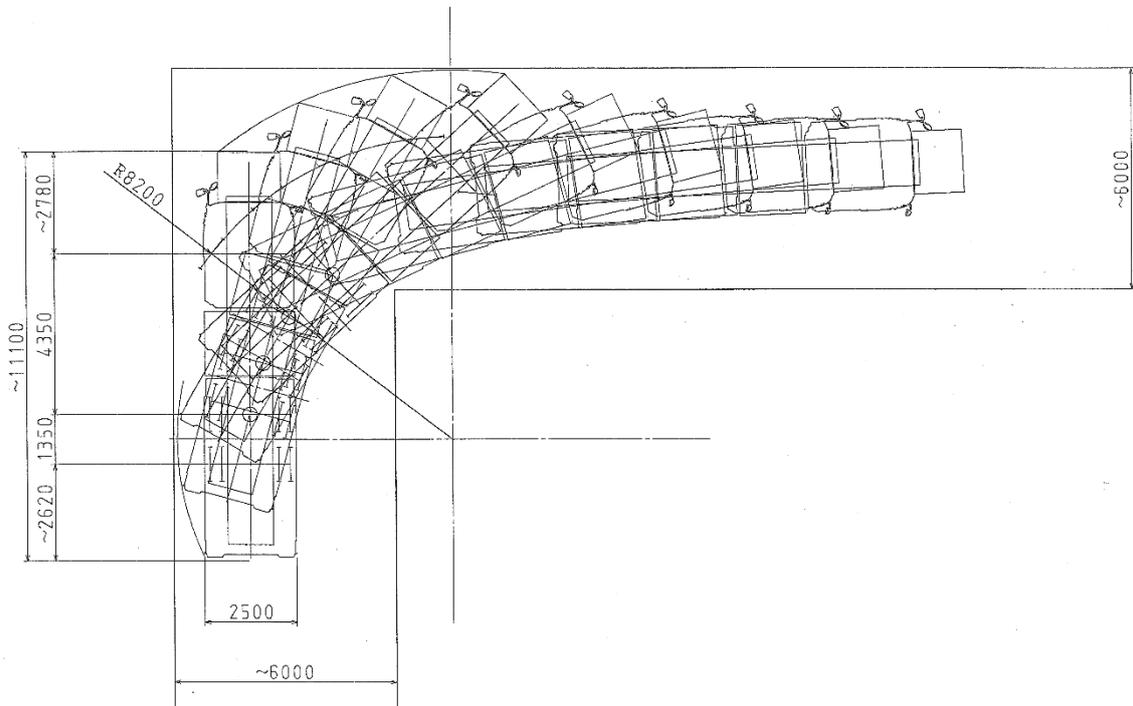


<規制標識>



別図7

(はしご車の走行軌跡図)



▼改訂履歴

改訂日	改訂箇所	改訂内容
令和6年6月14日	新設	新設